## 令和3年分政治資金収支報告書の提出について

政治資金規正法第12条の規定により、「令和3年分」の政治資金収支報告書について、12月31日現在の状況を記載し、下記1及び2により提出願います。

なお、様式については、下記7によりこのホームページから取得して、**片面印刷で 提出してください。** 

また、下記7の方法において取得できない場合には、事務局より下記3の提出先へ 交付しますので連絡をお願いします。

記

- 1 提出期限
- (1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体 令和4年3月31日(木)まで(土曜日、日曜日、祝日は除く。)
- (2) 国会議員関係政治団体 令和4年5月31日(火)まで(土曜日、日曜日、祝日は除く。)
- ※ 例年、期限が近くなると提出が集中し、お待ちいただくこともありますので、 早い時期  $(1 \sim 2 \, \text{月})$  に提出するようお願いします。
- 2 提出方法

持参又は郵送

郵送の場合は、収受印を押印した様式(その1)の写しを返送しますので、<u>必ず</u> 切手を貼り付けした返信用封筒を同封してください。

なお、郵送の場合で収支報告書に修正が生じた場合は、来庁又は郵送により対応 していただくことになります。

- 3 提出先
  - ・福島県選挙管理委員会事務局(県庁本庁舎2階) № 024(521)7062 〒960-8670 福島市杉妻町2-16
  - ·福島県選挙管理委員会各地方事務局

県北地方事務局(県庁北庁舎内 地方振興局企画商工部) Tm 024(521)2655 〒960-8670 福島市杉妻町2-16

県中地方事務局 (郡山合同庁舎内 地方振興局企画商工部) 1 = 024(935)1214 = 963-8540 郡山市麓山1-1-1

県南地方事務局(白河合同庁舎内 地方振興局企画商工部) Th 0248(23)1506 〒961-0971 白河市昭和町269

会津地方事務局(会津若松合同庁舎内 地方振興局企画商工部) Tel 0242(29)5214 〒965-8501 会津若松市追手町7-5 南会津地方事務局(南会津合同庁舎内 地方振興局企画商工部) LE 0241(62)5203 〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1

相双地方事務局(南相馬合同庁舎内 地方振興局企画商工部) Tol. 0244(26)1116 〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30

いわき地方事務局(いわき合同庁舎内 地方振興局企画商工部) Tm 0246(24)6005 〒970-8026 いわき市平字梅本15

- ※ 最寄りの地方事務局(地方振興局)で提出できます。郵送の場合も同様です。
- 4 国会議員関係政治団体の収支報告書について

人件費以外の経費で1件1万円を超える支出の明細 (支出を受けた相手先、支出の目的、支出金額及び支出年月日等)を記載し、<u>当該支出に係る領収書等の写し及</u>び政治資金監査報告書を提出してください。

なお、金額にかかわらず、領収書等(原本)はすべての支出について、要旨公表 日から3年間保存しなければなりません。

5 資金管理団体の収支報告書について

人件費以外の経費で1件当たり5万円以上の支出がある場合は、収支報告書に明細(支出を受けた相手先、支出の目的、支出金額及び支出年月日等)を記載し、<u>当</u>該支出に係る領収書等の写しを添付してください。

なお、当該領収書等(原本)は、要旨公表日から3年間保存しなければなりません。

6 上記4、5以外の政治団体の収支報告書について

政治活動費で、1件当たり5万円以上の支出がある場合は、収支報告書に明細(支出を受けた相手先、支出の目的、支出金額及び支出年月日等)を記載し、<u>当該支出</u>に係る領収書等の写しを添付してください。

なお、当該領収書等(原本)は、要旨公表日から3年間保存しなければなりません。

7 様式の取得方法

当該ホームページの「政治団体の届出や政治資金関係」から取得できます。

なお、「政治団体の手引き」や、政治資金規正法の改正状況等についても情報提供しております。

「政治団体の届出や政治資金関係」→「政治資金収支報告書関係一政治資金収支報告書の様式」

URL: http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/62010a/syusihoukokusyo-yousiki.html

8 令和2年分の収支報告書を提出されていない場合

上記1の提出期間までに「令和2年分」及び「令和3年分」の2か年分の収支報告書を提出されない場合には、政治団体としての届出をしていない団体とみなされ、政治活動(選挙運動も含む。)のためにいかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け又は支出することができなくなり、収支報告書の提出を怠ったとして罰せられること(5年以下の禁固又は100万円以下の罰金)があります。

## 9 その他

- (1) <u>収入・支出等が「ゼロ」の場合でも、収支報告書を提出する義務があります。</u> その際に提出する様式は、(その1)、(その2)、(その17)、(その20) の 4 枚のみです。
- (2) (その20)「宣誓書」の日付は、令和4年0月0日となります。
- (3) 事務所の所在地、代表者、会計責任者等に異動があった場合は、必ず異動届を併せて提出してください。